

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年11月26日 20時09分ごろ
発生場所	香川県多度津町高見島北西方沖（備讃瀬戸北航路） 板持鼻灯台から真方位277° 1,000m付近 （概位 北緯34° 19.6′ 東経133° 39.2′）
事故の概要	貨物船SUNG JIN及び貨物船泰平丸は、共に西南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年1月7日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 SUNG JIN（大韓民国籍）、1,380トン 8877825（IMO番号）、SOOJUNG SHIPPING CO.,LTD B 貨物船 泰平丸、499トン 134782、大央商運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍）、二級航海士免状（大韓民国発給） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部外板に凹損等 B 左舷船首部錨に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aほか9人（ミャンマー連邦共和国籍5人、大韓民国籍2人、インドネシア共和国籍2人）が乗り組み、法定灯火を表示し、船長Aが甲板手と共に船橋当直につき、約11ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵で西南西進した。 A 船は、船長Aが、右舷船尾方を同航するB船を視認し、B船がA船を追い越した直後、B船が急に左転してA船に接近してきて、A船の右舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bほか4人が乗り組み、法定灯火を表示し、レーダーを3海里（M）レンジと6Mレンジでコースアップ表示として、約13knの速力で手動操舵により西南西進した。 B船は、A船の右舷側を追い越した直後、船長Bが、右舷船首約60°至近に漂泊中の白灯1個を点灯した小型船を視認し、左舵一杯を取って同小型船を避けたが、左舷側を同航していたA船に接近し、右舵一杯を取ったものの、A船と衝突した。
分析	A 船は、西南西進中、右舷側を追い越したB船が急に左転し、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、西南西進中、船長Bが、A船の右舷側を追い越した直後、右舷船首約60° 至近に漂泊中の小型船を視認し、同小型船を避けようとして左舵一杯を取ったことから、A船に接近し、右舵一杯を取ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船及びB船が共に西南西進中、船長Bが、A船の右舷側を追い越した直後、右舷船首約60° 至近に漂泊中の小型船を視認し、同小型船を避けようとして左舵一杯を取ったため、A船に接近し、右舵一杯を取ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、夜間航行中、目視だけでなく、レーダーで早期に目標を発見し、衝突を避ける際は、新たに他船に接近することがないようにすること。